

参議院厚生労働委員会會議録第八号

平成十三年十一月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月九日

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

大淵 雅子君

補欠選任

委員

久野 恒一君

佐藤 泰三君

齋藤 十朗君

伊達 忠一君

鶴保 庸介君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

今井 澄君

今泉 昭君

小宮山洋子君

辻 泰弘君

若林 秀樹君

沢 たまき君

井上 美代君

小池 晃君

大淵 雅子君

森 ゆうこ君

西川きよし君

津島 雄二君

根本 匠君

田村 憲久君

鴨下 一郎君

塩崎 恭久君

青山 二三君

江田 康幸君

坂口 力君

南野知恵子君

久野 恒一君

佐藤 泰三君

齋藤 十朗君

伊達 忠一君

鶴保 庸介君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

今井 澄君

政府参考人

厚生労働大臣

房審議官

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

岩田喜美枝君

青木 豊君

川邊 新君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

○委員長(阿部正俊君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君外一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党・新緑風會の小宮山洋子でございます。

きょうの本題でございます児童福祉法の質疑の前に、昨日、北海道で二頭目の狂牛病の牛が見つかったことについて、厚生労働大臣に何点か伺いたいと思います。

この二頭目の狂牛病の牛が見つかったということで、消費者の不安が高まっております。まあこれまで二頭目が出ない方が不思議で、これまでは比較的年齢の低い、危険性の少ない牛が検査に出ていたのでこれからはもつと出てくることもあるという意見もございしますが、二頭目が発見された事実関係と、こうした感染の広がりへの懸念にどう対応なさるのか、大臣に伺いたいと思っております。

○國務大臣(坂口力君) おはようございます。

ただいま御指摘をいただきましたいわゆる狂牛病、牛海綿状脳症が、昨日、二頭目が発見されたわけでございますが、経過を申し上げますと、十一月十九日、北海道の屠畜場で処理をされました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、理事會の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事會が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事會の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 次に、理事會の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事會が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事會の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

○國務大臣(阿部正俊君) 御異議ないと認め、それでは、理事會に田浦直君を指名いたします。

乳用牛、雌でございますが、六十七カ月のものでございますが、いわゆるスクリーニング検査をいたしております。エライザ法、このエライザ法によりまして陽性でございました。それで、帯広畜産大学におきましてウエスタンプロット法という二次検査、これをしたわけでございますが、これを確認検査を実施しました結果、二十一日午前、陽性と判定をしたところでございます。このため、同日午後からこの牛海綿状脳症の検査に係ります専門家を開催いたしました。そして免疫組織化学検査の結果もそれに加えて専門家に よる検討を行い、当該のこの牛はBSEであると の確定診断の結果を得たものでございます。

なお、この牛の特定危険部位は既に焼却されておりまして、肉類、内臓、その他、こうしたものも今後焼却処分することといたしてございまして、市場に出すことはございません。

全体としてこれで現在まで八万数千頭ぐらい検査をいたしましたでしょうか。そして、ここに二例目が発見されたわけでございます。一例目があり、そして二例目がこうして出たわけでございますので、今後出る可能性としてはないとは申せません。起こり得ることであるというふうには我々も思っております。

問題は、その牛が出ましたときに、検査によってそれを一般市場に出さないという、その検査を徹底して行うということが大事だということに思っておりますし、消費者の皆さん方にも一番御安心をいただくことだというふうに思っております。

今回、こうして二例目を発見できたというのも十月十八日から実施をいたしました検査が十分に機能していることを証明しているというふうには思っております。これからは厳しくこの検査を続けていきたいというふうに思っております。

○小宮山洋子君 その十月十八日に全頭検査が始まる日に、まだ一頭目の感染ルートが判明してないのに、武部農水大臣とともに坂口大臣は牛肉を

召し上がって安全宣言というのを出されました。これは何に対する安全宣言だったんでしょか。そこで召し上がった牛肉は全頭検査の前の肉なわけですよ。これに対しては消費者団体などからも時期尚早だったのではないかと意見が ありますが、その点についてはいかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 十八日に出しました、私たち安全宣言とは言っておりませんけれども、いわゆる安全宣言でございますが、これは、これから屠畜場におきまして屠畜をいたします全部の牛については検査をいたします、したがってこれからはこの屠畜場で処理をされます牛の中から一頭たりともその疑いのあるもの、あるいはその病気がかかった、BSEに罹患したものは出しません、そういう安全宣言でございます。したがって、そのBSEという病気がかかった牛が今後出ないという宣言をしたわけではございません。出ましたときには消費者の皆さん方の方にその肉が出回ることはありませんという安全宣言をしたわけでございます。

お肉を食べましたのはもう少し前の話でございますが、その日に食べたわけではございませんが、マスコミの皆さんが食べてほしい食べたいと言っているのですから食べたわけでございますけれども、何遍か放映していただきまして光栄の至りというふうに思っておりますが、しかしこの肉はもとと安全なわけでございますから、たとえその検査前のものでありまして別に私たちは心配をいたしているわけではございません。

しかし、消費者の皆さん方はそうはいきませんので、厳しい検査を行う、特に若い牛につきましても検査を行う、すべての牛について検査を行うというところで、皆さん方に御安心をいただきたいというのであつたにそういうことを発表させていただいたわけでございます。

○小宮山洋子君 次の質問は、事務方の方から農水省の管轄ということだったんですけども、厚生労働省としても働きかけをしていただきたいという意味で質問させていただきたいと思っております。出回っている牛肉について、検査前の牛か検査後の牛かということが消費者には見分けがつかない。大体解体されて五日以上かかると言われておりますが、肉を手にして、私もスーパーなどで買いますが、手にしたときに表示されている加工日というのはカットされた日付で、解体日とか出荷日の表示はございません。中には消費期限しか表示していない店も多くて、消費者はその全頭検査の後かどうかが見分けがつかない。ということ、一層の安心を図るために、検査前の牛肉の全量を回収する必要があるのではないかと思いますが、これは農水省の管轄ということですので、厚生労働省としてもぜひ安心のためにそういう働きかけを大臣にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘のように、これは農水省の方のお仕事の範囲でございますけれども、十月十八日に我々検査を開始いたしました。それ以前の牛肉というのは若干残っていたものがございまして、これにつきましては全部農水省の方で市場に出ないように手を打っていただきました。したがって、現在出回っておりますものの中に検査をしない牛肉というのはないというふうに思っております。現在スーパー等で出回っております牛肉の中にはその前のものはないというふうに思っております。

ただ、これは今、備蓄されているわけでございますから、これを今後どうするかということを決めていかなければならないというふうに思っております。そこは、鋭意、農水省の方でこれを廃棄処分するのかどうかというところは御議論をいただいているところというふうに聞いておりますので、我々もいたしまして、この十八日以前の肉が現在の肉と同じように出回らないように農水省の方にもお話を申し上げているところでございます。

○小宮山洋子君 もう一点だけこの狂牛病関係で伺いたいと思っておりますが、とにかく九月十日に感染の疑いが明るみに出てから行政の側の不手際とか後手後手に回った対応というのが不信感を招いているのだと思っております。半年前に日本は安全と言いつつてEJからの忠告を拒否されたその方の責任はどうなっているのかとか、五年前に行政で禁止していた肉骨粉を相変わらず使っていて五千頭以上の牛に与えられていたという事実があるとか、消費者の不信感というのは本当に根強いんだと思っております。

とにかく感染ルートの説明がまず第一だと思っておりますし、不信感を払拭するためにはさらなる安全対策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 感染ルートの説明というのは、言うはやすくしてなかなか難しいものだというふうに思います。特に、一頭とか二頭とかという非常に少ない感染牛でその感染ルートを明確に早く出すということはなかなか難しい話であるというところは私も十分にわかっているつもりでございますが、しかし消費者の皆さん方からすれば感染ルートを明確に早くしてほしいというお気持ちがあることも十分わかるわけでございます。その解明のために農水省と我々も協力をいたしまして当たりたいというふうに思っているところでございます。

それから、今後安心をしていただきますためには、やはり厚生労働省の方で出しております検査体制、これを今後徹底してやっていくということが一日も早く皆さん方に御理解をさせていただくこととなっております。これをあつちやうに努力をしておりますので、皆さん方に知っていただくように努力をしておりますので、皆さん方に知っていただくように努力をしております。

○小宮山洋子君 それでは、きょうの本題の児童福祉法改正の方の質問に移らせていただきます。まず、認可外保育所について今回の一つの核だと思っておりますので、その点について伺います。大和市でのスマイルマムの死亡事故などへの対応として、さきの通常国会にまず民主党として認

可外保育所を届け出制にする児童福祉法改正を提出いたしました。残念ながら審議には至らなかつたわけですが、今回の与党提出の改正案の中にも盛り込まれております。

今回の法律の中で、届け出、監督の強化、改善勧告などが盛り込まれておりますが、これは具体的にどのように進められるのか、だれがするのか、十分な人員配置があるのか、実効性を上げるためのその具体的なやり方を伺いたいと思っております。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 認可外保育施設への指導監督は従来から都道府県が市町村の協力を得て行つてまいりました。そのことは認可外保育施設指導監督指針において定めておりました。その指針に基づいて自治体で実施をしていただいたところでございます。

主体は都道府県でございますが、市町村の協力がいかに得られるかということが指導監督体制を確立するに当たっては非常に大事でございます。そして、そういうことから今回の改正法においてはその旨が規定されているというふうに理解をいたしております。

改正法が成立いたしましたら、都道府県が立入調査を行う際に市町村の保育士あるいは保健婦の同行を求めるとすることもできるというふうに思っております。また、認可外保育施設から報告を都道府県が受けまますけれども、それに基づいて情報公開を行うわけでございますが、その情報公開を図る際にも市町村において広報などで協力をいただけるのではないかと考えております。

都道府県の体制については基本的に従来からの体制で対応できるのではないかと考えております。おりまますので、ポイントが市町村との協力体制をどういうふうにするかという点ではないかと考えております。

○小宮山洋子君 届け出をして監督を強化するからにはもっと国からの補助などがあるべきではないかと声をあげますけれども、認可外保育所への支援についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育についてはそのサービスが安定的に継続されるということが大事でございます。また質が確保されるということが大変重要であるというふうに思っております。保育の提供は認可保育所が基本であるというふうに思っております。そういう考えから、認可外保育施設の運営に対して補助制度を創設することは、認可保育所の最低基準と別のいわば公費支出のダブルスタンダードを設けるということで、適当ではないというふうに思っております。

認可外保育所の運営費助成はそのような考えのもとで行つておりませんけれども、例えば認可外保育施設の保育士の研修についてはこれまでもやっておりますし、また十四年度の概算要求におきましては認可外保育所の保育士の健康診断のための経費助成なども要求を行つておるところでございます。そういうような形では認可外保育施設に対して必要最低限の支援はやっていきたいというふうに思っております。

○小宮山洋子君 今、保育所全体の中で認可外が占める割合はどれくらいでしょうか。

それで、今、厚生労働省としてはよい認可外の保育所は認可をしていく方向と伺つておりますけれども、どれくらい認可外がこれまで認可になったのか、これからそういう方向に進められていくのか、これらしたことを伺いたいと思っております。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 全国で認可保育所は二万二千二百九十九カ所でございます。九十二万一千人の子供さんが育つております。認可外保育施設は、事業所内保育施設を除きますと、施設の数では五千八百五十五カ所、入所児童数は十六万九千人でございます。

それと、今、先生のお尋ねの認可外保育所の認可化への移行の実績、あるいはその支援対策についてでございますが、認可外保育施設はその質など千差万別でございます。悪質なもののについては指導監督を今回の法改正を契機にさらに一層徹底をするということでありまして、一方で少し努力をしていただければ認可になれるという、そういう

う良質なものについては認可への移行をさらに促進してまいりたいというふうに思っております。これまでも設置主体制限の撤廃などの規制緩和を行つてまいりまして、その効果もあり、認可保育所への移行が進んできております。設置主体制限の撤廃を行ったのは昨年の三月からでございますが、それ以降、本年の九月末までに六十一カ所の無認可保育所が認可保育所に転換をしておるところでございます。

また、十四年度の概算要求におきましては、質の高い認可外保育施設が認可化されるよう必要な支援ができるように、財政的な助成も含めて必要な支援ができるように概算要求に盛り込んだところでございます。

○小宮山洋子君 小泉総理が保育所の待機児童をゼロにするということこそ所信表明演説でも言われて、小泉内閣の大きな一つの方針になっております。三年かけて毎年五万人ずつ、合わせて十五万人、保育所で受け入れる子供の数をふやすということが政府の方針になっておられると思っております。

私自身も三人の子供を保育所で一緒に育てておられてまいりましたので保育の問題にいろいろな形でかかわつてきておりますが、これは言うはやすくてなかなかふやすということが難しいことだと思つておりますが、今回の法改正も受けてどのように具体的に取組んでいられるのかを大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 待機児童をなくしていくというのは、御指摘をいただきましたように、なかなか難しいことだという認識は私どもも実は持つております。

ちやうど二年前くらい前でございますが、待機児童が三万二、三千人というふうに思いましたが、いまだいて三万五千人ぐらゐの新しい人たちを増加させていたただいたわけでございますけれども、やっぱりそれが済みましてまた三万二、三千人の新しい待機児童が生まれておりました、なかなか思つた数字のように進まないというふうに考

えているわけでございます。そうした中でございますが、今回、三年間で一年間五万人ずつ、そして全体で十五万人という人数を出したものは、現在の待機児童から比べれば非常に大きい数字でございますが、次から次へとまた新しい待機児童が出てくるということをお提の上に立つて十五万という数字を出したわけでございます。しかし、数さえふやせばいいというわけではございませんで、その質もまた問われるわけでございますから、質、量ともに充実をさせていくという作業が同時進行しなければならぬというふうに考えているところでございます。

そうした意味におきまして、これからあらゆる角度から児童の安全、そして児童に対する育児、教育、そうした全体的な面から取り組んでいかなければならないと考えているところでござい

○小宮山洋子君 私は、今回の改正の中で一番疑問に思うところか問題だと思つておりますのは、やはり公有財産の貸し付けなども含む公設民営、これを推進していくという意味の文書が盛り込まれることにあるのではないかと思つております。今、大臣がおっしゃつたように、量をふやすことも必要ですが、質をきちんと守らなければいけません。

児童福祉法の精神は第二條にあります「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健全に育成する責任を負ふ」ということにあると考えるのですが、こういう精神の法律にそうした公設民営といった観点を盛り込むことには違和感があるんでなければ、大臣はその辺はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(津島雄三君) 提案している法律案にかかわる点でございますので、私から御答弁させていただきます。

委員御指摘のとおり、児童福祉法におきまして市町村が保育の実施責任を有する、これはもうそのとおりでございます。この場合に、それぞれの地域の多様な事情に応じてベストな仕組みでやっ

ていく必要がございますから、保育サービスの提供そのものを市町村で行うというのを前提としていくものではございません。

これをもう少し敷衍して申し上げますと、委員御承知のとおり、全国それぞれの地域でいろいろな問題を抱えております中で、例えば都市部におきましては需要が増大する、ところが土地、建物の確保が非常に困難だといふあれがございます。こういう場合は公有財産の貸し付け等を通じて多様な事業者の能力を活用した方がいいじゃないかという意見がだんだんと強くなってまいります。また、急速な需要増大に対応するために設置主体制限を撤廃して多様な事業者の参入を促進することが必要であるという意見も強いわけでございます。この場合には逆に公立保育所の場合の職員定員管理というふうな問題も一つの難しい制限になつてしまふという面もございまして。

したがしまして、委員も全国の自治体の首長のお話をお聞きになればすぐおわかりだと思いますが、私も日々言われておりますのは、私のところはぜひとも民間の人にさせてもらいたい、こういう御意見が強いわけでございます。その点を十分御理解をいただきたいと思っております。

○小宮山洋子君 この第五のところにあります「保育需要が増大している市町村」というのはどれくらいあるのか。

それで、現在既に民間での運営、それから建物の貸与というのは何件くらいあるのか。

現行でも行えるのに、先ほど私が申し上げた児童福祉法に盛り込まなくてもいいのではないかと申すんですが、それは厚生労働省の方の見解を伺いたいと思っております。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育需要の具体的な増減を個々の市町村ごとに把握しているわけではございませんけれども、平成十二年四月一日現在で待機児童が百五十人以上いる市または区、こういうところは保育需要が大変ふえていて供給が追いついていないというところであらうかと思っておりますが、これが五十七カ所ございまして、都市部を

中心に保育需要が増大している市区が相当数あるというふうな考えでおります。

公設民営方式の保育所の現状ですけれども、建物の貸与によるものが約百件、業務の委託によるものが約二百六十件でございます。

続きまして、わざわざ法律に規定することの意味は何かというお尋ねについてでございますが、その公設民営方式を進めることの必要性についてはまだいま提案者から御説明があったとおりでございますけれども、これは一厚生労働省だけの方針ということではございませんで、例えば本年三月三十日に閣議決定しました規制改革推進三カ年計画でも公立保育所の民間委託の活用を促進がうたわれましたし、また本年六月に出された男女共同参画会議の提言、それを受けた七月の閣議決定でも公設民営方式の重要性が強く指摘されたところでございます。

先生御指摘のとおり、改正法の根拠がなければ公設民営方式を実施することができないということではございませんけれども、保育需要の増大に適切に対応していただく国としての問題意識を法律上明らかにしていただき、保育サービスの提供拡大に資する方法を法律上明記していただくということは市町村に適切な対応を求めることで大変効果的であるというふうな考えでおります。

○小宮山洋子君 提供拡大とおっしゃいましたけれども、先ほどから申し上げているように、やはり質が問題だと思っております。

今挙げていただいたように、かなりのところで既に公設民営で行われておりますが、全国の各地で保護者の間で保育の質の切り下げになるのではないかと不安が現に起きています。厚生労働省に伺うと、国の認可基準はクリアするのだから切り下げはないとおっしゃるんですけども、各自自治体では独自に上乘せをして良質な保育を提供していた、その部分は民営にする中で切り下げられる、実質切り下げになっているというケースがあるわけですか。

所のうち、来年、二〇〇二年の四月から東羽衣保育所を民営化するということ。保護者との話し合いが一回持たれたんでしようか、うまくいかない中で裁判が起こされている。その原告の一人のお子さんはアレルギーを持っている。

この件については厚生労働省はどのように把握されているでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) お尋ねの大阪府高石市については、公立保育所の一カ所を来年度から民間移管するという方針があるというふうな聞いておりました。保護者の理解を得るために相当回数説明会を設けまして保護者の不安への対応を行っているというふうな承知をいたしております。

そして、説明会で示されました市の方針によりまして、一年間は市立保育所としての配置基準に準じた職員の配置を行うということ、二年目以降は国の最低基準よりは高い水準で、しかしながら現行の市立の保育所の水準よりは低い水準といましようか、その中間的な水準で移行したいというふうに今保護者の理解を求めているというふうな考えております。

○小宮山洋子君 やはり民営化の中で、今おっしゃったように、これまで一歳児は子供六人に保育士一人という国基準よりもよい四人に一人だけだったものが、今御説明のとおり、一年目はそのままだけれども翌年には五人に一人になり、その先はわからないというふうな言っているわけですね。

また、高石市の場合は、看護士、栄養士が各保育所に正規の職員としてこれまで配置されていまして、それで、アトピーのお子さんの食事、そこを減らすというのではなくて、見た目は変わらなような代替食にしていくというような非常に心のこもった細やかな質の保育が行われていたということがあります。それから、あと障害乳幼児に対する療育システムというものもあって、担任のほかに障害児加配の一名がいて個々に必要な援助を行っている。あるいは、これから保育所は子育てで支援ということで、虐待防止のことなども含

めて、在宅のお子さんへの支援も必要なわけですが、育児教室とか園庭開放など、そのための加配の保育士も配置されている中で、六つの公立の保育所の中でも一番多い、二〇〇〇年度だけで千組を超える利用者がこころしたこともあった、このようなことが行われていたわけですね。

それから、今回、民間になると保育士の方がみんな切りかわるということを保育者の方は心配していらして、私も小さい子供を預けていた経験がありますけれども、担任の先生がかわっただけで子供は行きたくなくなるわけですね。それが全部の先生が入れかわってしまう。

今申し上げたような実質的なこういう質の切り下げ、それから子供たちへの影響ということが民営化の中で出てくるんだと思っておりますけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 何が保育の質かということをまず考えてみたいというふうに思いますが、一つは、施設的面積ですとか保育士の人数ですとか、そういうものを最低限の面積なり人数を確保していただくというふうな思いをいたしました。もう一つは、利用者のニーズにこたえた多様なサービスがどれだけ提供できるかという、そういう面での保育の質もあるというふうな考えでおります。

前者の保育の質につきましては、国としては、公立、民営を問わずに児童福祉施設の最低基準の遵守というのが義務づけられておりますし、また保育の内容といたしまして、保育所保育指針というものを定めておまして、これを遵守していただくということが基本的に重要で、そういう意味で最低限の基本的な保育の質は経営主体がいかなるものであれ担保されるというふうな考えでおります。

また、延長保育ですとか特別保育ですとか、これは全国的に見ますとむしろ公立保育所よりは民営の保育所の方で頑張っておられるという実情もございまして、そういう多様なニーズにサービ

すがどれほどこたえられるかといったようなことも保育所の質の判断に当たっては重要な視点ではないかというふうに思っているところでございます。

○小宮山洋子君 今私が伺った中身とお答えはちよつとすれ違つているように思います。

民営化される場合、やはり今保育所の必要な経費のうちの八割が人件費です、そういう意味ではやはり質が、今私が申し上げたような障害児とかあるいは一般の方とかアトピーの方とかそういう方への、そこにいる子供一人に対する質が落ちるのではないかとこのことを申し上げているんです。

私が聞いているところでは、この高石市の場合、昨年九月に民営化が決められて、市の説明会があったけれども、ここでは、先ほどたびたびとおっしゃいましたけれども、一方的に民営化をするという通告であつたと。住民投票の署名を集めたけれども、これも市議会が却下されて、ことしの八月に東羽衣保育所が民営化されるということが特定され、九月にこの保育所の保護者が原告になつて裁判を起こして、今月、第一回の公判が行われたということです。

保育所の運営をだれがするかというのは大阪府が決めて、実際の運営を市が行うことだと思ふんですけれども、国としてもやはりこういう事態に責任があるのではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(岩田善美枝君) 保育所の運営形態をどうするかというのは専ら当該市の判断であるというふうに思ひますけれども、特に新設をする場合ではなくて既存の公立の保育所を民営化するということに当たりますと、先生おっしゃいますように、やはりそこに在籍している子供たちのこともございいますから、それは保護者の理解を十分得て進めるということは必要であるというふうな思ひしております。

相当数の回数と申しましたのは、私どもが報告を受けているところによりますと、今日まで六回

程度保護者に説明会を開いて理解を求め、理解が得られつつあるというふうな報告を受けているところでございます。

○小宮山洋子君 一番問題なのは、今もおっしゃったように、保護者にきちんと情報を公開して納得を得る努力が行われているかということだと思ふんです。私が聞いているところでは、今、局長がおっしゃったように多くの方の理解が得られていないと聞いています。民営化に反対という署名が四万五千の市の中で二万以上集まつているという現状があるわけなんです。

私は、今、高石市のケースを例として伺つたわけですけれども、各地でさまざまな問題が起きていると聞いています。このような現状があるのに、公設民営をさらに後押しする条項を今回の改正で児童福祉法に入れるということは、質が切り下げられるという意味では疑問を持っております。特に、子供につきましても、子供にとつてのよりよい保育という観点が必要だと思ふんです、そこにいる一人一人の子供を中心に置いた。それが欠けているのではないのでしょうか。

その質を担保するために、前回の児童福祉法改正、これには私は審議会の委員としてかかわりましたけれども、その中で措置から契約に変わったときにも懸案になつていた、適切な情報がきちんと提供される、あるいはそこで行われている保育の質がきちんとチェックできる、そのような第三者による評価が必要だということと申し上げてきたんですが、この点については少し来年進むことがあると伺つていますが、どういうふうになつていくのでしょうか。

○政府参考人(岩田善美枝君) まず、保育所についての情報開示、情報公開でございましてけれども、児童福祉法に基づきまして市町村、そして保育所の経営主体それぞれが情報提供を行つておりまして、本年二月からはインターネットを使つた情報提供も始めておりますので、利用者にとつて必要な情報を使つていただきやすい形で情報提供

を進めてまいりたいと思つております。

また、保育の質を一層向上させるため、また利用者が適正な選択ができるようにするために、保育サービスの内容などについて第三者が公正かつ専門的な立場から評価をし、その結果を公開する仕組みが重要かというふうな考へておりました、十四年度から第三者評価システムが実施できまして、昨年度、今年度、研究会を設けてその具体化に向けて今検討を進めているところでございます。

○小宮山洋子君 私は規制改革については、経済的規制についてはほとんど進めるべきだと思ひますけれども、暮らしの安心、セーフティネットという部分はきちんと守らなければいけないと思つております。福祉の質を確保するためには、やはり競争原理、市場原理に任せるだけというわけにはいかないと考へるんですけれども、先日、予算委員会でも坂口大臣はこの趣旨に沿つた御答弁をいただいた、福祉についての規制改革は一線を画して行ふべきだと言つていただいたと記憶しております。

今の高石市の状況を聞かれてどう思われるか、保育の規制改革についてはどのような考へで進めていかれるかを、これは大臣に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) この保育所の民営化につきましては、もう二、三年前からいろいろと取り組んできたところでございます。

それで、公営と民営とはそれぞれ持ち味が違います、いいところ、そしてうまくいかなければ、双方にはいろいろあると思ふんです。公営の場合にはなかなか、例えば時間延長が難しいことを言ひましてもなかなか時間延長ができなかったりとか、いろいろのことがございましてうまくいかないというふうなことがございまして、必ずしも公営だから必ずしもいいというふうな考へは私はないと思ひます。また、民営の方につきましても本当に一生懸命取り組みをいただいております。

まして、そして大変地域の皆さん方から感謝をされていく民営のところもあるわけでございますから一概になかなかこれは言えないわけでございます。

ただ、民営化を進めていくに当たりましては、しかし民営化になりましたも質を下げてはならないことだけは事実でございますので、そこをどうしていくか。民営化にしました場合に、今、市町村におきましても、すべてをそれじゃ民営化にしたから民間にだけゆだねていけばいいというふうな考へになるのではなくて、やはり支援をするところは今までもおり支援をしながら民間の皆さん方の御協力をいただくというふうなことも私は大事ではないかと思つております。

今まで保育所というふうな言いますと、株式会社でありますとかあるいはNPOでありますとか、あるいはまた協賛でありますとか漁協でありますとか、そうしたところは今までもこれはできなかったわけでございますけれども、そうしたところが中心になつておやりをいただいてもいいということにしたわけでございます、そうしたことはその質を高めるという意味では役立つということもあり得るのではないかと、したがって民営化をするということ自体が決して悪いことではない、それをその後どう運営をしていくかということについては知恵を絞らなければならぬということではございません。

○小宮山洋子君 私も民営化が全部悪いと言つておられるわけではなくて、その質を保つこととやはり保護者の納得が必要で、そうした取り組みをしっかりと進めていきたいと思いますと思つております。

そして、去年から民間参入できるようになつたわけですが、どれぐらいの民間が果たして参入しているのか。先ほど申し上げたように、運営費の八割が人件費です。それで、多様なニーズにこたえるといひますけれども、ニーズにこたえられていないゼロ歳児、低年齢児、夜間などはコストがかかつて採算が合わないわけなんです。本当にニーズに合つた保育が民間参入でふえるのかどう

か。

これは南野副大臣に伺いたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 御質問でございます。

保育についてのベテランな小宮山先生でございますので、もうそこら辺は御存じの上だろうというふうに思っておりますが、私の民営化に対する気持ちといたしましては、やはりフレキシビリティが子供との生活の中には必要になってくるだろう、どのようなことが起こるかわからない子供さんをお預かりすることについては、やはり仕事の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化というのが必要だろうと思っておりますので、ニーズは高まっていくと思っております。

○小宮山洋子君 それから、今回の改正の中で保育士の名称独占が盛り込まれておりますけれども、現在、児童虐待への対応とか子育て支援の核としても保育所、保育士の皆さんへの期待が高いわけです。スーパーバイザー的な機能も求められている中で、これまでも養成課程が二年でいいのかわかるとも思いますが、この点は提案者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(田村憲久君) 御質問いただきましてありがとうございます。

今回の我々の改正案はもちろん保育の質を高めると、先生おっしゃられるところでございまして、そういう意味からいいますと先生の御指摘の点、大変重要な点であろうと思っております。ただ同時に、保育は大変現場が重要でございますから、保育現場の対応がどうなるか、それから保育士養成の体系自体がどのような影響が出るか、こういう部分をやはり十分に検討していかないと、なかなか早急には導入できないであろうな、これからの早急には導入できないであろうな、この部分も十分に検討していただく課題になってくるであろう、そんなふうには思っております。

ただ、保育士自体の質を高めるといふ意味からいいますと、現在も児童虐待等々への対応でありますとか、また子育て支援等々、今回、保育士

自体にも相談業務というものを規定いたしましたしております。ですから、それへの対応という意味では、それぞれの機能強化の意味でいろんな研修をしていただくということでございまして、それはいろんな関係機関等々に、今もお話ありましたけれども、国の方から助成をいたしておりますので、そのような部分で対応をさせていただきたい、そんなふうには思っております。

○小宮山洋子君 時間がなくなりましたので、最後に大臣に幾つかの点をまとめてちょっと伺いたいと思うのですが、最初におっしゃったように、幾らニーズにこたえるようにしても、どんどんどんどん新しいニーズが出てきてしまう。これは対応療法だけでは無理で、前回本会議でも申し上げたように、今の働き方を改めていく、女性も男性ももっと家族と向き合えるような働き方にしていく、同一価値労働同一賃金ということも、せっかく厚生省と労働省が一緒になられたので、大臣がお考えになればできることだと思っておりますので、基盤を整備して多様な働き方ができるようにしていくということが過剰な保育需要を抑えることにならぬのではないかと思うのが一点。

それから、児童福祉法の改正、これまでも何回も行われてまいりましたが、前回の改正のときにも、例えば福祉の対象として、保護の対象として子供を見るのではなくて条約にも批准した子供の権利を認めるものにしてほしいということを含めてたくさん課題が残っております。当時の児童家庭局長は、百メートル競走ではなくて、リレーでバトンを渡すように必要な改正は行っていくとおっしゃったんですけれども、そのあたりが行われていない。

児童福祉法のこれからの改正のあり方についてもおあわせてお答えいただいで、私の質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) 前半の過剰にならないようにするためには男女の働き方、そして社会全体の構造の変革ということが大事でありますことは御指摘のとおりというふうに私も思います。

これはぜひ進めていかなければならないわけがございます、いわゆる職場におきまます勤務のあり方、そして男女における格差の是正、これらが中心でありますことは論をまかせませんが、それだけではなくて、会社及び社会全体の変革の中で子育てというものを男女がともにこれを受け持てていく、そしてみんなで、社会全体でこれを支えていくという気風というものを、上げていかなければならないというふうには思っております。そのためにやらなければならぬことはたくさんございます、これからワークシェアリング等の話し合いになりましたときに、そうしたことには大きなテーマの一つになるのではないかと、このように考えているところでございます。

それから、もう一つの方の子供の権利のことにつきましても、今までも部分的にはいろいろの分野でこれを取り上げてきておられることも事実でございます。

例えば、児童は心身ともに健やかに育成されるべきであるといったようなことを中心にいたしまして児童福祉法の中にも位置づけられておりますし、それから児童虐待の問題等につきましても新しい法律をつくりましたりとか、さまざま分野で新しい試みがなされていくことも事実でございますが、しかしこの精神は、今までもこれこれといったからそれでもういいというわけではございませんで、さらに児童福祉法の中に盛り込まれております精神というものを前進させるための努力というものは絶え間なくこれは続けていかなければならないものというふうには考えている次第でございます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、質問する前に、きょうは津島前大臣がいらつしてございます。出産育児一時金の無利子貸付制度の決断で今たくさんの方が喜ばれておりますので、その御礼をまず申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

時代の変化、多様な生き方やライフスタイルにより女性の社会進出も著しくなっております。しかし、現実にはそれだけではございません。今までは日本の男性は一人が家庭を支える大黒柱でありました。しかし、今は社会のいろいろな状況において、リストラがあり、また先ほどワークシェアリングなんという話も出ておりましたけれども、いろいろの状況のもとで男女がともに働かなければならない時代、夫婦がともに働いて家計を支えなければならぬ時代に入っております。しかし、残念なことには、今、日本の社会の構造は、その中で女性が子供を預けて働ける社会構造には残念ながらまだなっていない、確立されていないという現状であるというふうには私は思っているところでございます。ですから、そういう中で今回の改正法も出てきたのであるというふうには認識をしております。

保育所は平成九年の改正から契約施設となつていっているものの、神奈川県下では、横浜市では平成十三年四月現在で保育所への待機児童は千七百五十八人を数えております。また、川崎市でも千八百八十四人、全国では三万三千人という数字が報告をされているところでございます。私の地元横浜や川崎はワーストワンとかツートンとかいう残念な数字が出ているところでございます。公設公営で保育所を整備されればもちろんこれにこしたことはないわけでございますけれども、現実では財政的にもそんなに簡単にはいかないということが、あるというふうには思っております。

こういった現実を解決する方法として、もちろん福祉のセーフティネットの確立、またその質の確立、こうした上で私は公設民営化には賛成でございます。そして、多くの子供たちが保育所に入れて、しかも安心して御両親が働ける、これは少子化の時代にどうも進めなければならぬ政策だと私は思っております。先ほど申し上げましたように、もう夫婦がともに働かなければならぬ時代に入っているわけでございますから、これは現実問題、こういうふうには思っております。

ばならないと思っております。

認可外保育所で事件が起こっております。私の地元のスミルム大和の事件も、ちびっこ園の事件も非常に残念な事件でございますけれども、こういうことが起こっているわけでございます。

ですから、国の定める施設や人員配置等の最低限の基準を満たした公立、私立の保育所で、ここはその基準を満たした保育ができるように国や自治体から運営費が出ていて、保育料は世帯の収入によって国で基準が決まっています。認可外の保育所となると、ところがそうはいかず、いろんな事件が起きています。安心した施設が欲しい。

そこで、今回の公設民営の保育所でございますけれども、先ほど伺ったところによりまして認可の保育所に限られることとさせていただきます。そして、その公設民営の保育所は、運営が民間であつて基準や施設は認可保育所の基準を満たしている施設ということであれば、私はこれはいい方法であるというふうに思っているところでございますけれども、公設公営と公設民営ではどこがどのよう違うのか、あるいは公設民営にするところという点でよいところがありますというところ、ここで、この違いについて発議者の方に教えていただきたいと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党の江田でございます。

公設公営と公設民営の違いということに関しまして、基本的には、先ほど申されましたように、公設公営は地方公共団体が設置してかつ運営するものであるのに対して、公設民営というのは、公有財産の活用などにより地方公共団体が一定の関与を行いながら、社会福祉法人を初めとした多様な事業者が運営を行うものであるということでございます。

まずはそういうことでございます。

○松あきら君 この公設民営化は、先ほど小宮山先生からもお話がございましたけれども、これを進めていく上でいろいろな利点も出てくるという

ふうに私は認識しているわけでございますけれども、児童福祉法二十四条によれば「市町村は、」保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とあります。

保育所を設置するのは地方自治体の仕事で国が口を出すべきではないという意見もありました。これについてはどのような御見解かなというふうに思うところでございます。

また、こうして公設民営保育所がふえまして、公設公営の保育所は今後どうなるのでしょうか。これらも増設していただけるのでしょうか。それとも増設は打ち切りになるのでしょうか。

実は、新エンゼルプランの目標値は平成十六年で一万一千五百カ所、年間約五百カ所を見込んであるんですね。私は、これはこれは国民生活でもちよつと申し上げたんですけれども、来年度の概算要求ではそれを上乗せして一年で八百カ所ふやす、こういう目標があるんです。でも実際は既に年間七百五十から八百カ所ふやしているんですね。ですから実際は追認している程度だということに思うわけです。

ですから、設置箇所を引き上げていくためにはさらに目標値を上げていかなきゃならないと、私はこういうふうに思っているところでございますけれども、こういう点を含めて今の御見解を伺わせていただきたいと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 公設公営にするのか公設民営にするのかという点についてですが、そういう需要の増大を見込みながらその市町村がいわゆる政策判断をしていくというのが、児童福祉法の第二十四条第一項によつてこの保育所をどのような形態にしていこうかというの市町村がこれを判断していくようになっておりますので、そのような地域ごとの需要に対応してその市町村が判断して、公設民営を増加させるのか公設公営でいくのかというのを判断していただくということになろうかと思っております。当然、その需要を認識しな

がらその形態を進められていくものと考えております。

○松あきら君 そうすると、別に打ち切りにするとかなんとかじゃなくて、それぞれの自治体で考えていただく。

これは私、厚生労働省にお願ひでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ぜひ目標値を上げて公設公営の方もきちんと数をふやしていただきたいと、これはお願ひでございますけれども、ぜひそのように、総理ももう所信表明でもおっしゃっているわけでございますから、ぜひお願ひしたいと思ひます。

公設民営の保育所における保育料はどのようになるのでしょうか。やはりこの点が一番主婦にとつて心配、女性にとつて心配でございます。やはり民営というのは、普通で考えても民営というのはもうけ主義じゃないかなと、ちよつとこういうふうにも思つてしまふんです。ですから、そのお金に対してよい保育ができるかというふうな声もあつます。ですから保育の質に心配するわけでございますけれども、この点はいかがでございますでしょうか。発議者で結構でございます。

○衆議院議員(江田康幸君) 保育料というのは各市町村において定められておりまして、市町村が徴収するものでございます。同一市町村であれば、運営主体のいかに問はず、所得に応じて同一の保育料となることとさせていただきます。

御心配は要らないかと思ひます。

また、同じく運営主体のいかに問はず、児童福祉施設最低基準また保育所保育指針の遵守が求められているものでございまして、基本的な保育の質は、先ほど申されているように、確保されるべきものと考えております。

また、あわせて保育の質が確保されるように、都道府県等による指導監査が適切に行われていることも重要でございます。これらを通じて保護者の方々の御理解をいただいくことが大切であるかと存じ上げます。

○松あきら君 お金のことばかり申し上げたけれども、ぜひその質ということを確立していただきたい、質を落とさないようにしていただきたいというふうにも思うわけでございます。

東京都において認証保育所という施設を始められました。なかなかこれは好評であるというふうにも伺つておりますけれども、横浜にもともと横浜保育室という、そういう施設がございます。これはどのような施設と把握されておりますでしょうか、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(江田康幸君) 質問に直接答えられるかどうかかわかりませんが、まずどのような施設であるかと認識しているかということでございます。

東京都認証保育所というのは、もちろん認可外保育所であるかと思ひますが、その認可外保育所に対して東京都がある一定の認証要件を満たしておればその認証をする、また助成を行うということであるかと思つております。

その認証要件については、設備、運営に関する基準は認可保育所とほぼ同等であること、また直接契約で保育料は一定範囲で自由設定、そして駅前設置でゼロから二歳児受け入れ数は定員の五割以上であること、二時間以上の延長保育を実施すること、こういったことが認証要件になつております。そしてその補助は、補助額としては認可保育所と同程度ということになつております。これは国庫負担はございません。

設置状況としましては、平成十三年十一月現在で目標を上回る十五カ所、そのような設置状況であるというところで伺つております。

よろしいでしょうか。

○松あきら君 つまり、お金を出していただいで、公設公営が少ないですから東京都がこういう判断をして、また助成をしていただくということに対して喜ばれているわけなんです。

今まで、認可保育所になると規制がいっぱいあります。ですから、夜も遅くまでは預かつてあげられない、いろんなことがあつてあえて無認可にしているところが私の地元なんかでもあつ

です。ですから、そういう意味でこの認証保育所というの、多分本場に皆さんのニーズに合わせているから喜ばれていると思うんです。こういった質のよい、皆様のニーズに合せている無認可の保育所は今後どうなるんでしょうか。これも発議者の方がおわかりになれば、もしそうでなければ厚生労働省、どちらでもよろしいです。お願いいたします。

○政府参考人(岩田善美枝君) 認可外保育施設は、その質はさまざまでございますけれども、中には、今、先生がおっしゃいましたように、例えば乳児保育ですとか夜間保育ですとか、なかなか認可の保育所では十分な対応ができていないところをそれにかわってやっていたらいいという面もあるというふうに思います。原則としては、そういう良質なところについては、一歩頑張っていたらいい、それを私たちが応援したい、助成したいというふうに思っておりますので、それを何とか認可化していただいて、認可保育所としてそういう多様なサービスを提供していただくということが重要ではないかというふうに思っております。

多様な保育所への対応については、新エンゼルプランで具体的な数値目標を掲げまして、延長保育ですとか一時保育ですとか休日保育ですとか、取り組んできております。そして、十四年度については、その中でも目標を、先生何回も目標をもう少し高く設定しろという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、新エンゼルプランの最終目標を前倒しして、十四年度にやれるものはやりたいということと十四年度の概算要求をやらせていただいているところであります。

○松あきら君 まさに公設民営ができるという対応ができるかというのを今伺って、非常に心強い思いがいたしました。

それから、第三者評価制度を厚生労働省はスタートさせると。これを伺おうと思つたらさつき小宮山先生も伺って、これはもう絶対必要なんですか。ですから、こういう制度ができるというこ

とは非常に質の高い保育園、保育所が維持できると、そういう期待が持てる。こういう第三者評価をぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

時間がないので次に参ります。続いて、児童委員についてお尋ねをいたします。

児童委員というのはふだんどのような任務をどこでされているのでしょうか。民生委員の方はよく私もおわかっていまして、児童委員というのはお母さん方にはいま一つよくわからないというところがございます。主任児童委員と児童委員の役割を御説明お願いいたします。

○衆議院議員(青山三三君) 松あきら議員の御質問に私の方からお答えをさせていただきますかと思っております。

児童委員の方々には、それぞれが担当する区域におきまして、児童福祉法などに基きまして、地域の子供や妊産婦の実情等の把握、また地域での子育てに関する相談・援助活動、また児童相談所や福祉事務所などの行政事務への協力などを行っていただいております。

また、今回法定化されます主任児童委員の方々は、区域を担当する児童委員と児童相談所などの児童の福祉に関する機関との連絡調整を行っていただくとともに、児童委員の活動に対する援助また協力を行っていただいております。今回の法改正で法定化されることを機会に一層の活躍を期待したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、児童委員及び主任児童委員がそれぞれの立場において児童を取り巻くさまざまな問題に的確に対処していただけるよう、今回の法改正では研修等の充実を図ることとしておりまして、その活動が一層活性化されることを期待しているところでございます。

○松あきら君 そうしますと、今問題になっております児童虐待防止にもこれは大いに役立っていただけるのではないかなというふうに期待したいと思っております。この辺についても提案者の

方、いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(青山三三君) 今回の法改正におきましては、児童委員に対する研修を充実することによりまして、資質の向上を図ることとするところでございます。また、児童委員の職務として「児童の健全な育成に関する気運の醸成に努めること」等の規定を追加するなど、その職務を明確にすることといたしております。

このような改正によりまして、児童委員の方々の地域の子育て支援への積極的な参加を促して、児童虐待に関して重要な役割を担っていただくことを考えているところでございます。

例えば、具体的に申し上げますと、住民の身近な相談者、また聞き役、支え役として児童虐待を予防するとともに、児童虐待の早期発見と速やかな通告を行っていただき、さらには児童相談所等と連携しながら児童虐待の再発防止やまたフォロアアップなどの活動を行っていただく、このようなことによりまして児童虐待の予防やまた早期発見、再発防止の面で効果を上げることが期待しているところでございます。

○松あきら君 今伺って、本当に大事なことだと私は思っております。

例えば第三者評価制度、あるいは今の主任児童委員、児童委員、もちろん公設民営の利点、こういうふうによくありますという点もすべて含めて皆さんに知っていただくことが大事だと思っております。

その広報活動ということに対して大臣に伺って、質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、議員の方からも答弁がありましたとおり、この民生委員というのは児童委員を兼ねたものでございまして、そしてお年寄りのことをいろいろと御相談に乗ったりする一方におきまして、児童におきましてさまざまな家庭の問題、虐待の問題等いろいろの問題を御相談に乗っていただいているわけでございます。今、主任児童委員というのをつくるわけござい

ますが、この主任児童委員の皆さんというのは、児童のことを中心にしてひとつ御活躍をいただき、そして民生委員の皆さん方がいろいろとお取り組みをいただいている中で児童に関することを、横の連絡と申しますか、そうしたことの連絡役もひとつお引き受けをいただいで、全体でひとつその地域の児童がより健やかに育つていけるようにしていこう、こういうことでございます。今回この人数をことし十二月から六千人ふやすことによりまして、そしてさらに充実をしてもらいたいというふうに思っているところでございます。

さらに、こうした組織がありますことを皆さん方にもよく知っていただかなければなりませんから、あらゆる機会を通じて広報にも努めたいというふうに思っております。すべての人がインターネットをがんになるというわけではございませんけれども、がんになります皆さん方にはお示しをしたいと思います。できれば国やあるいは都道府県が出します出版物の中にもそうしたことを御理解いただけるようにひとつ書いていただくようお願いをしたいと思います。○松あきら君 ありがとうございます。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

待機児童の増加は本当に深刻で、その解消の問題というのは大変急がれているというふうに思います。厚生労働省は四月段階の待機児童数しか余りお使いになりませんけれども、昨年の十月段階では五万六千人と前年を上回っているんですね。今、資料を皆さん方のお手元に配っておりますけれども、それを見ますとそのことがはつきりいたします。四月一日と十月一日では数字が違っているということがはつきりするということに思っています。保育所の整備計画そのものをやはり政府が持つてこなかったということ、やはりこの責任が問われているというふうに思っています。私ども日本共産党は、保育所の整備計画自身を

目標に持つということも、本主に主張を
し続けてきているんですけれども、なかなかそれ
にはこたえられなかったわけなんです。

私は、質問したいのですけれども、まず児童福
祉法の二十四条を見ます。そうしますと、ここに
は主語が「市町村は」というふうにあります。
そして、「保育所において保育しなければなら
ない。」という言葉で結ばれているわけです。こ
ういうことが規定をされておりますけれども、市
町村は保育所を整備する責任があるということに
なるわけです。

昭和六十一年十二月の十一日ですけれども、参
議院の内閣委員会、当時の厚生省の児童家庭局
長でありました坂本龍彦さんは、市町村におい
て保育に欠ける児童があればそれを保育するという
ことは市町村の義務になると、こういう状況があ
りながら保育所をつくらない、あるいは保育に欠
ける児童に必要な措置をとらないことはむしろ市
町村として法令違反と、こういうふうには答弁をさ
れております。

今回の改正案によってこの二十四条を形骸化す
ることがあつては絶対にならないと、こういうふ
うに私は考えておりますけれども、大臣の基本的
な認識をお聞きしたいと思います。御答弁をお願
いします。

○国務大臣(坂口力君) 今お話をいただきました
とおり、児童福祉法の第二十四条第一項によりま
して市町村の責任により行うことというふうにな
れておりますが、このことはもう御指摘のとおり
でございます。

保育サービスの提供主体につきましては、公立
のほかには社会福祉法人やその他の主体が認められ
ているのもまた事実でございます。保育所の施設
整備に当たりましては、地域の保育需要に対応し
たしまして保育所の供給量を確保することが必要
でありまして、また公立、民立を問わず、多様な
保育ニーズに対応いたしまして、保護者等が利用
しやすい保育サービスの提供体制を整備すること
が肝要というふうには考えております。

今、委員が御指摘になりましたように、市町村
が責任を持つてやる、行うということはそのとお
りというふうには思いますが、しかしそのことは
市町村が自分たちで保育所を持つということとは
少し内容が違うというふうに思います。市町村が
責任を持つてその地域における公立、私立の保育
所を十分管理をし、そしてその地域に住む皆さん
方の要望、その地域に住む皆さん方の保育が完全
に実施されるようにしていくという責任が完全
に大事というふうには思っております。

○井上美代君 今の御答弁をお聞きしましたけれ
ども、これまでの保育所の歴史を考えると、ま
さに、公立保育所で見たら八〇年代から九
〇年代にかけて九百カ所の公立保育所を減らされ
ております。表に見るようにはそこははっきりして
いると思います。そして、その分も本主にやむ
にやまれぬ親の思いを含めて無認可保育所がふえ
てきたわけです。私も無認可保育所にお世話にな
りながら子供を育てました。無認可依存率をや
り非常に増加させてきたというふうには思います。
そうした中でちびっこ園など子供の死亡事故とい
うのが多発するようになってきた、そういう経過
というのがあると思います。

政府は肝心の保育所整備計画を持たないで来た
ということ、それどころか、私は、公立保育所は
激減してきたということは非常に重要なこ
とだということに思っているんです。九〇年代、
待機児童問題が社会問題化する中で、都市部にお
いては公立保育所は統廃合を伴うという、それが
うことでしか創設ができなかったということがあ
ります。

私は、次の質問として、二十四条に「ただし」
というところがあります。これは普通ただし書き
というふうには言われているんですけれども、ただ
し書きは、市町村は「付近に保育所がない等やむ
を得ない事由があるときは、その他の適切な保護
をしなければならない。」と、このようにしてい
るわけなんです。本来は保育所整備へ対応しなけ
ればならないが、それができないために無認可保

育所に預けてもらってきたと、こういうわけなん
です。

ところが、今起きているのは、既に認可の条件
がほとんど整っているのに認可申請をしても認め
てくれないという訴えが私のところにも寄せられ
ていることです。認可の推進についてやはり本
方に速やかに徹底すべきだというふうには思
っております。

認可推進について、概算では百六十カ所に幾ら
か予算をつけるというものが出ておりますが、無
認可保育所は現在一万余あり、そして予算が少な
過ぎると。一万ある割には予算が少な過ぎる
というふうには思っているんです。認可推進を進
める上でやはり補助をすべきだと考えているん
です。

さらに、事故があつた場合の救済策として、認
可園において公的な災害共済給付制度というのが
定着をしておりますけれども、無認可園につ
いてはそこまで行っていないのが現状なんです
ね。それで、民間の保険会社が入っていて、例
えば事故があつたという、そういうときには救急車
よりも早く保険会社が飛んでくる、そして到着し
て窒息死を乳幼児突然死として届けさせるとい
う、こういう悪質なケースもありました。

子供の命に認可も無認可もないというふうには思
うわけなんです、子供はまさに平等ですから。ま
してや、今回の改正で届け出制を義務づけたので
あり、せめて何かあつたときの保険制度というの
は統一的な基準にして、そして助成をすべきでは
ないかと、このように思っているんです。

の迅速なもの、これはもう我々も当然考えてい
るところでございます。認可外保育施設というも
のにつきましては、今回の児童福祉法によりまし
て、質に問題があるものについてはという、質の
問題は先ほどから議論がございますが、そういう
意味におきましては指導監督の一層の徹底を図
る一方、また認可保育所へ移行できるものにつ
いては認可化を進めていくことが重要である、もう
先生のおっしゃるとおりでございます。

これまでも設置主体制限の撤廃、これは十二年
の三月にいたしました。それらの認可保育所へ
の移行を促進しております。さらにまた、昨年三
月の設置主体制限の撤廃を受けまして、十三
年九月末までには六十一カ所が認可保育所に転換
しておるといふ数字も出ております。これは一年
半ほどの間に転換できたものでございます。

また、ことし九月には都道府県、指定都市また
は中核市に對しまして、保育サービスの需
要を踏まえながら、認可基準等に適合した保育所
について迅速かつ的確に認可事務がなされるよう通
知をいたしております。

さらに、平成十四年度の概算要求におきまして
も、これまでの認可化への実績も踏まえまして、
認可保育所へ移行できるものについてその移行を
支援する事業を盛り込んだところでございます。
さらに事業の創設によりまして認可外保育施設の
認可化が促進されるものと考えております。

○国務大臣(坂口力君) この公営と民営の問題につきましてもはなかなかに一口で言いたいがたい難しい問題があるというふうには思いますが、民営の中には本当に保育に、育児につきましても一つの哲学を持っていて、そしてこういう保育をやりたいという考え方のものにおやりになつていらっしゃる方もあるわけですね。そういう皆さんの中には、いわゆる認定をしてもらいたくない、認可外でやっていきたいというふうには宣言をされる皆さん方もおありになることは事実でございます。

それから、本当は認可してほしいんだけれども、しかしなかなか基準が合わないというふうなことがあつてなれないという皆さんがおありになることも事実だろうというふうには思つておりますので、私は一概にこれを線を引いて言うことは難しいというふうには思いますが、我々の、政府の側といたしましては、認可された保育所になりたいという思いをお持ちになつていらっしゃる方々に我々の方からそれを阻止するということにはあつてはならない、やはりできる限り認可の保育所になりたというふうには思つていただく皆さん方に対してはなつていただくような体制を整えることが大事であると思つていらっしゃるわけでありませう。

○井上美代君 哲学を持つていて認可をしてほしくないと思つていらっしゃる方もおおいになるかと、それは確かだと思つております。だから、認可をしてほしいという人たちがすぐに認可できるようにしなければいけないと思つております。私は、無認可にこれだけ国はお世話になつて今日まで来たわけなんです、だからそういう意味でも認可をきちんとするのが国の責任である、このように思つております。

私は、次に最低基準の問題で質問をいたします。この最低基準はいろいろありまして、時間をほんの少ししかこの大事な保育所の問題でいただけないという、そういうことがあるわけで、部分しか質問ができないんですけれども、政府は保育所もつくらずに無認可保育に本当に

頼んだままで、父母の力を合わせた無認可の、良識ある無認可保育所なんですけれども、全くこの補助もなくなつた、してこなかったというところは本当に、私は長く運動もやつてまいりましたので、そういう点でも悔しい思いでございます。やはりそこに私は、待機児童があつていふたというのにも国の責任があるというのを私はこの際はずきりと申し上げておかなければいけないというふうには思つております。

私は例として保育所の最低基準を取り上げますが、特に一つは待機児童対応ということで入所の定員というのがあります。だけれども、待機者が非常にふえてきたというので二五%増しで入れていいよというのを国は決めて通達を出された。しかも、この十月からはその二五%さえもなくしてしまわれました。この際、最低基準は守るといふふうに言いますけれども、その最低基準が私は問題だと思つておられるんです。

面積の基準で例を挙げていきたいというふうには思いますが、戦後、一九四八年から五十二年になつていふけれども、少しも面積が変わつていないという事なんです。厚生省自身がその後、一人当たり五平方メートルというところが適切と通達まで出されてやつてきたほどなんです。しかしながら、ことしの三月、さらに通達を出して、定員オーバーについては、匍匐、はいはいのことですけれども、子供はいはいしない乳児については一・六五平方メートルに戻してやりなさいと。言つてみれば、さきの五平方メートル、全然違ひますよね、広さが、改善通達を事実上撤回してしまつたということになるわけですね。

一・六五平方メートルといへば、ベビーベッドをまず置きます、そしてそこに保育者が立ちます、それだけのスペースなんです。生後四カ月から五カ月で匍匐し始める子供もおられます。匍匐をしない子に対しては、保育士が刺激を与えながらいろいろやつて匍匐できるように導いていくわけですね。一・六五平方メートルで乳児にはいはいなどをさせる十分な保障の面積というふうには

ならないわけですね。大変こまかい話なんですけれども、面積が一・六五平方メートルなんて非常にこまかい話なんですけれども、やはり子供たちが成長するのには余りにも狭い面積だということをおは申し上げたくて数字と通達を繰り返しました。

今、定員をはるかにオーバーしているわけなんです。それは二五%を外されたりする中で、入れるんだつたら幾らでも入れていいという状況になつていて、そして定員がオーバーしてあります。最低基準を下回っている事態も報告を受けております。

一歳児でも一・六五平方メートルで計算して、もうぎゅうぎゅう詰めのところが出てきております。廊下や階段まで入れて計算をしていられるんです。そして、子供をそこに入れておられます。だから、子供をまたいで、踏みつけそうになるけれども、踏みつけないようによく注意しながら職員の方たちは、保育士の人たちはやつていられる。保育室を乳児室にして、そしてロッカーも足りないとか、廊下を仕切つて保育室に使つていまして、そして、保育士が廊下にカーテンで仕切つて着がえをやつていられるというふうな、そういう現状も出ていられるんですね。この状態というの、もう子供にはゆとりがない保育が強いられるという、そういう状況なんです。保育士には過重な労働がありまして、もう保育士さんたちはとても大変と、こういうふうには言つておられます。

こういう現状になつていられる事態を一日も早く解決しなければいけないという事は確かだということに思つておられます。やはり厚生労働省が出されるその通達でこの事態になつていられるわけですね。この事態をどのように考えられるのか、大臣、御答弁をお願いしたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 先生にいろいろと御指導をいただきました。私が足りないところはまた大臣の方からお話があるだろうというふうには…… ○井上美代君 時間がありません。私は三十分しかないですから。

○副大臣(南野知恵子君) はい。先生より私の方が少し細かい分野については知つていられるんじゃないかなと、そのように思っています。

今、先生がお尋ねのいろいろな課題がございまして、国の責任というふうには言われましても、我々、国を支えている議員全体が国の責任を負うべき立場であると思つておられますので、私もいろいろな保育所をお訪ねしてまいりました。保育所の間取りの問題、今先生がおっしゃつた匍匐の問題などいろいろな課題があると思つておりますので……

○井上美代君 短くしていただきたいと思つております。 ○副大臣(南野知恵子君) わかりました。先生も長い御質問でしたので、それにお答えしなさいと思つておられるわけですね。 匍匐の場所についても、我々としては、保育所がどのようになつていられるかということをチェックしなければいけない役割も国の立場としてあるのかなと、そのように思つていられるところでは、短くするためにちよつと読んでまいりませう。

保育環境の改善につきましては、国としても努力をいたしておりますし、また地方公共団体が地域の実情に応じて保育所の設備や人員配置に係る児童福祉施設の最低基準の上乗せをしているという事は認めざるを得ないというふうには思つております。

具体的には、国といたしましては、保育所の施設整備に係る国庫補助に当たりましては最低基準を上回る面積を補助基準といたしております。また、地域子育て支援スペースの確保などを通じて、ゆとりのある空間の整備ができるようにしていきたいところでございます。 しかしながら、地域によりましては待機児童が多い、先生御指摘でございますが、かつ緊急度が高い、そのような場合には保育サービスの量的な確保が地域における最優先の課題となつてい

合があり、これらの場合につきましては、最低基準を超えて設定している水準が相対的に低下しても、住民の保育ニーズに的確に対応するための地方公共団体としての判断をさせていただくこととであり、児童福祉施設最低基準第四條の規定、これは先生御存じの文でございますが、その趣旨に反するものではないと思っております。

○井上美代君 済みません、時間がありません。○副大臣(南野知恵子君) あと二行でございます。

なお、最低基準に抵触した場合には国として自治体に適切な指導を行ってまいります。いろいろと現場も視察してまいりますので、その件については御安心いただければというふうに思います。

○井上美代君 なかなか安心できないものですから、時間が欲しいんですけれども、時間がありませんので。

私は随分数字を挙げたんですけれども、やはりこういう事態になっているということを説明するために数字を挙げたんです。だから、その数字に答えていただかなくていいんです。そういう事態になっていることについてどう思うかということですので、大臣、よろしくお願ひします。

○国務大臣(坂口力君) 私もこの数字のことまでちよつとよく率直に言つてわかりません。わかりませんが、トータルで申し上げれば、やはり保育の質というものを維持しなきゃならない、大事にしなきゃならないということは、それはもうそのとおりでございますから、余り小さなところで本当に廊下や階段にまでその面積の中に入れておるといふようなところがあるのかどうか、私はちよつとわかりませんが、私は普通はそんなことはないのではないかというふうに思っております。

そこは私たちがよく調べますけれども、ぜひひとつそうしたこと十分を考えながらこれからやっつけていきたいと思いますというふうに思っております。

○井上美代君 きょうはもう五十人ぐらいの方が後ろで傍聴して下さっているんですけれども、皆さん方が一番体験しておられることです。今調べると言つてくださったのですけれども、ぜひ調べてほしいというふうに思います。

大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 個別そういう事案がございましたら調べさせていただきます。

○井上美代君 やはり事実を調べるということがもう一番改善にとつても大事であるというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それで、私は、最低基準の省令がありますけれども、その第四條ですけれども、一児童福祉施設を向上させなければならぬ。と、このように書いてあります。そして第二項には「最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と、このように書いてあります。

ところで、この七月に総合規制改革会議が出した中間取りまとめという文書があります。ここには「国の設置基準等に、地方公共団体が合理的でない基準を上乗せすることのないよう。」と、こういう言葉が入っておりますが、これは私、問題だというふうに思っております。質の改善には取り組まず、そして効率化だけを優先させている、企業参入のために規制緩和で最低基準を緩和させることと一体で準備されたのがこの改正の五十六條の七ではないかと、こういうふうに思うわけなんです。

最低基準が不十分であり、改善の努力をするために地方自治体の上乗せをしてそして保育の質を向上させようとしているのに対して、国が最低基準の上乗せをするなどというのは、これは最低基準違反ではないかと、こういうふうに思うわけなんです。

このところはこういうふうに考えればよろしいですか。

○政府参考人(若田喜美枝君) 最低基準は国が定めている認可保育所としての最低の基準でございますから、自治体の判断でそれを上回る水準が確保できるということであれば、そういう御判断は的確な御判断であるというふうに思っております。

ただ、ここで問題になっているのは、自治体の財政事情も大変厳しい中で、そして一方では待機児童がたくさんおられる、あるいは無認可保育所に入れざるを得ないような状況があるという、そういう状況の中でどういう水準、どういう質の保障とどういふ量的な拡大を総合的に判断していくか、これは本当に自治体が責任を持って判断されるということだと思います。

その結果、先ほどの南野副大臣の答弁の中にもありましたけれども、量的な拡大が今はもう最優先の喫緊の課題であるというふうに判断される自治体も、もちろん最低基準はクリアしていただかないといけませんけれども、その範囲内で条件を見直すということは場合によってはあり得るんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○井上美代君 最低基準の上乗せをするなどということはないということでしょうか。

○政府参考人(若田喜美枝君) 地方自治体単独事業の上乗せ、これを理由として新規の保育サービス等の供給量増大の努力をしない、努力ができないという自治体があるのであれば、それは再考すべきだということに思っております。

○井上美代君 時間がなくなりましたけれども、私は五十六條の七について質問をしたと思っております。

改正案の五十六條の七ですけれども、市町村に対して、公立保育所の整備ではなく、今後の保育所整備について多様な事業者が土地を貸与するなどの参入を促進し、この整備の中身まで含めて義務規定としているのは地方自治権と矛盾するのではないかと、このことについて。

あくまでも実施主体は市町村です。保育所整備について児童福祉法二十四條は市町村の整備義務を明確にしているわけで、それは先ほど申し上げたとおりです。公立にしても、私立にしても、社会福祉法人やそしてまた非営利団体などいろいろあります。今後の保育所の整備において、公立保育所を排除し、まず民間にゆだねるということなのかということをお聞きしたいと思います。

社会福祉法人の場合は現行法でもかなり整備費が措置されるが、今回大きく整備が措置されることになるのは民間企業なのだと、五十六條は何を義務規定にしているのかということ、手法まで縛るつもりなのかということをお聞きしたいんです。そうならば自治権の侵害になっていくというふうに思っております。これは発議者に聞きたいと思っております。御答弁願ひします。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 井上議員、先ほど来、保育の質の問題を特に大事にしなければいけないというお話がございました。

まさにそのとおりだと思いますが、この五十六條の七というのは、まず第一に、どういう市町村でこういうことをやってほしいかといふことと、保育の実施への需要が増大している市町村ということであり、都市部の特には先生御指摘の待機児童の多いところを中心としてほしいということであり、何をとお願ひしているかといふ供給を効率的にしてほしい、ふやしてほしい、こういうことだと思っております。

質と供給とはまた別問題であって、結論的に申し上げれば、先生が御懸念の公立保育所を排除すること、こういうことではあります。ただ、どういふ方法をとるかはその市町村がまたいろいろ御検討の上でそれぞれが判断をするということ、地方自治の侵害でももちろんないわけであり、そのときの例えは公立でやることとすれば当然定員の問題もこれあり、予算の制限もこれあり、いろんな制限があるわけであり、そのこと、そのところをいろいろ知恵を絞ってやってくれと、その